

令和 4 年 9 月 2 日提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案72	令和４年度 今治市一般会計補正予算（第４号）	別 冊
議案73	今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案74	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	9
議案75	今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	93
	て	
議案76	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	107
議案77	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	111
議案78	今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例	121
	の一部を改正する条例制定について	
議案79	令和３年度 今治市水道事業決算の認定について	127
議案80	令和３年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	129
議案81	令和３年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	131
議案82	令和３年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	133
議案83	令和３年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	135
	て	
議案84	令和３年度 今治市公共下水道事業決算の認定について	137

議案85	令和３年度 今治市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	139
	て	
議案86	専決処分について	141
	・令和４年度 今治市一般会計補正予算（第３号）	143
報告 9	専決処分について	157
	・損害賠償額の決定及び和解について	159
	・損害賠償額の決定及び和解について	161
報告10	公営企業資金不足比率について	163

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に準じ、選挙運動の公費負担の額を
改定しようとするもの。

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年今治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 今治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日について	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 今治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日について

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金を合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金を合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（この期間中に前号に定める契約が締結されている日がある場合には、その日数を除く。）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬

の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 今治市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙の行われる区域におけるポスターの掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（1） 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端末は、1円

の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 今治市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙の行われる区域におけるポスターの掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（1） 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端末は、1円

とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 今治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号の規定により頒布することができるビラの枚数の範囲内であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 今治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号の規定により頒布することができるビラの枚数の範囲内であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(今治市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 今治市職員の定年等に関する条例（平成17年今治市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定」を「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超える

ことができない」に改め、同項第1号中「その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「承認を得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員に係る定年退職日」を「当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）第24条に規定する職
- (2) 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第262号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する

標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日

は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供

及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。))にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年今治市条例第313号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の4第1項に規定する」を加える。

(今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年今治市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) 法第28条の2第1項の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合
附則に次の2項を加える。

4 当分の間、職員が今治市職員の給与に関する条例附則第21項の規定の適用を受ける場合は、第3条に規定する降給の事由に該当するものとする。

5 第4条第4項の規定は、今治市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(今治市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 今治市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年今治市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「減ずるものとする。」の次に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加える。

(今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第8条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「4項」を「第4項」に改める。

第15条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(今治市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 今治市職員の修学部分休業に関する条例（平成27年今治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(今治市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 今治市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成27年今治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(今治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第11条に次の1号を加える。

(3) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「地方公務員法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に改める。

第21条第1項及び第21条の2第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例(平成17年今治市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「採用された職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年今治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項及び第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「採用された職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員(今治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にとっては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数)を乗じて得た額とする。

第4条中「及び第4項」を削り、「今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第4条の2を削る。

第4条の3中「及び第4項」を削り、同条を第4条の2とする。

第5条第5項、第7項及び第8項ただし書中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「相当する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下「特急等」を「交通機関等（以下第1号及び次項において「特急列車等」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「この号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「間である場合は」を「間である場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「間である場合は」を「間である場合には」に改め、同条第5項中「間である場合は」を「間である場合には」に改める。

第28条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「この条に」を「この項から第3項までに」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第8条」を「第5条第3項から第10項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第19項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

21 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 今治市職員の定年等に関する条例（平成17年今治市条例第24号。以下「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員
- 23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところ

ろにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1、別表第2及び別表第3中「再任用職員」を「再任用短時間勤務職員」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第12条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に改め、「職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

（今治市職員退職手当支給条例の一部改正）

第13条 今治市職員退職手当支給条例（平成17年今治市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（今治市の休日を定める条例（平成17年今治市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の見出し中「定年退職者等」を「定年退職等」に改め、同条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「年齢構成」を「年齢別構成」に、「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、同項第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「以下この条において同じ」を「以下この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第19項まで」を加える。

附則第4項中「36年以上」の次に「42年以下」を、「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第8項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の10項を加える。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第

1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、
「、第 5 条又は附則第 12 項」とする。

13 前 2 項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 今治市職員の定年等に関する条例第 3 条ただし書に規定する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

14 今治市職員の給与に関する条例附則第 21 項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

15 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第 13 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年今治市条例第 号）による改正前の今治市職員の定年等に関する条例（平成 17 年今治市条例第 24 号。以下「令和 4 年旧職員定年条例」という。）第 3 条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第 13 項第 1 号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和 4 年旧職員定年条例第 3 条ただし書に定める年齢とし、附則第 13 項第 2 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第 13 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、令和 4 年旧職員定年条例第 3 条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第 13 項第 1 号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和 4 年旧職員定年条例第 3 条ただし書に定める年齢とし、附則第 13 項第 2 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

16 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「6 月」とあるのは「0 月」と、同条の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定

年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあって、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第13項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第13項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 20 当分の間、42年を超える期間勤続して退職をした者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例によ

り計算して得られる額とする。

(今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占める職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、「以下「職員」を「以下これらを「職員」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条中今治市職員退職手当支給条例第10条第4項及び附則第8項の改正規定並びに附則第11条、附則第19条第2項及び附則第19条第3項の規定 公布の日

(2) 第13条中今治市職員退職手当支給条例第2条第2項本文、第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第19条第4項の規定 令和4年10月1日

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の今治市職員の定年等に関する条例(平成17年今治市条例第24号)(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の今治市職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの

間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（今治市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 今治市職員の再任用に関する条例（平成17年今治市条例第25号）は、廃止する。

（今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規

定により採用された職員は、この条例による改正後の今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（今治市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 この条例による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第21項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新条例第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に

適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数）を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新条例第28条第3項、第31条第2項第2号、第32条第2項及び附則第19項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新条例第12条第2項第2号及び第17条第2項の規定を適用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第21条第2項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなす。

- 2 新条例第21条第2項の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

（今治市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ）に対する改正後の今治市職員退職手当支給条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

- 2 新条例附則第8項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 4 新条例第2条第2項本文及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における

退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

2 新条例第25条第2項の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

「参考」

第1条による今治市職員の定年等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>目次</u>	_____
第1章 総則（第1条）	_____
第2章 定年制度（第2条―第5条）	_____
第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）	_____
第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）	_____
第5章 雑則（第14条）	_____
<u>附則</u>	_____
第1章 総則	_____
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定
第2章 定年制度	_____
（定年）	（定年）
第3条 職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。	第3条 職員の定年は、 <u>年齢60年</u> とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。
（定年による退職の特例）	（定年による退職の特例）
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めると</u>	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると</u>

きは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該

認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

(3) 当該職務を担当する者の交替がその

業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例

業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

で定める職は、次の各号に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(1) 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）第24条に規定する職

(2) 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第262号）第4条に規定する職（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認めら

れる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日が

ある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）

で延長された当該異動期間を更に延長することが
できる。ただし、更に延長される当該
異動期間の末日は、当該職員が占める管理監
督職に係る異動期間の末日の翌日から起算
して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間
を延長することができる場合を除き、他の職
への降任等をすべき特定管理監督職群（職務
の内容が相互に類似する複数の管理監督職
であって、これらの欠員を容易に補充するこ
とができない年齢別構成その他の特別の事
情がある管理監督職として規則で定める管
理監督職をいう。以下この項において同じ。）
に属する管理監督職を占める職員について、
当該特定管理監督職群に属する管理監督職
の属する職制上の段階の標準的な職に係る
標準職務遂行能力及び当該管理監督職につ
いての適性を有すると認められる職員（当該
管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢
に達した職員を除く。）の数が当該管理監督
職の数に満たない等の事情があるため、当該
職員の他の職への降任等により当該管理監
督職に生ずる欠員を容易に補充することが
できず業務の遂行に重大な障害が生ずると
認めるときは、当該職員が占める管理監督職
に係る異動期間の末日の翌日から起算して
1年を超えない期間内で当該異動期間を延
長し、引き続き当該管理監督職を占めている
職員に当該管理監督職を占めたまま勤務を
させ、又は当該職員を当該管理監督職が属す
る特定管理監督職群の他の管理監督職に降

任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日
までの間における第3条第1項の規定の適
用については、次の表の左欄に掲げる期間の
区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和 5 年 4 月 1 日か</u> <u>ら令和 7 年 3 月 31 日</u> <u>まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和 7 年 4 月 1 日か</u> <u>ら令和 9 年 3 月 31 日</u> <u>まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和 9 年 4 月 1 日か</u> <u>ら令和 11 年 3 月 31 日</u> <u>まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和 11 年 4 月 1 日か</u> <u>ら令和 13 年 3 月 31 日</u> <u>まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意

附 則

_____ _____ _____ _____	_____
_____ _____ _____ _____	_____
_____ _____ _____ _____	_____
_____ _____ _____ _____	_____

思の確認を行うべき年度に職員でなかった
者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認
を行うべき年度の末日後に採用された職員
(異動等により情報の提供及び勤務の意思
の確認を行うべき年度の末日を経過するこ
ととなった職員(以下この項において「末日
経過職員」という。)を除く。)にあっては、
当該職員が採用された日から同日の属する
年度の末日までの期間、末日経過職員にあっ
ては、当該職員の異動等の日が属する年度
(当該日が年度の初日である場合は、当該年
度の前年度)において、当該職員に対し、
当該職員が年齢60年に達する日以後に適用
される任用及び給与に関する措置の内容そ
他の必要な情報を提供するものとする
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思
を確認するよう努めるものとする。

「参 考」

第2条による今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) 略	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(____短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1) ～ (11) 略

「参 考」

第3条による今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(降給の事由) 第3条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降給することができる。 (1) ～ (4) 略 (5) <u>法第28条の2第1項の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合</u> 附 則 1 ～ 3 略 4 <u>当分の間、職員が今治市職員の給与に関する条例附則第21項の規定の適用を受ける場合は、第3条に規定する降給の事由に該当するものとする。</u> 5 <u>第4条第4項の規定は、今治市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	(降給の事由) 第3条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降給することができる。 (1) ～ (4) 略 _____ _____ _____ _____ _____ 附 則 1 ～ 3 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

「参 考」

第4条による今治市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第36号)第16条の規定による報酬に限る。))の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額とする。))の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>_____給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第36号)第16条の規定による報酬に限る。))の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額とする。))の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</u> _____ _____ _____

「参 考」

第5条による今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> <u>の規定により採用された職員</u> <u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4～5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日

間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3～4 略

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない

間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3～4 略

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない

(船員の勤務時間等の特例)

2 ~ 3 略

(年次有給休暇)

(船員の勤務時間等の特例)

2 ~ 3 略

(年次有給休暇)

- 50 -

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) ～ (4) 略

2～3 略

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) ～ (4) 略

2～3 略

「参 考」

第6条による今治市職員の修学部分休業に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与の取扱い) 第3条 略 2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは、「修学部分休業（今治市職員の修学部分休業に関する条例（平成27年今治市条例第18号）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）をしている職員」とする。	(給与の取扱い) 第3条 略 2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>」及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「修学部分休業（今治市職員の修学部分休業に関する条例（平成27年今治市条例第18号）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）をしている職員」とする。

「参 考」

第7条による今治市職員の高齢者部分休業に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与の取扱い) 第3条 略 2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは、「高齢者部分休業(今治市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成27年今治市条例第19号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)をしている職員」とする。	(給与の取扱い) 第3条 略 2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>」及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「高齢者部分休業(今治市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成27年今治市条例第19号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)をしている職員」とする。

「参考」

第8条による今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 <u>(4) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(5) 常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア～ウ 略 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 <u>(3) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (部分休業を請求することができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 _____ _____ _____ _____ <u>(4) 常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア～ウ 略 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 _____ _____ _____ _____ (部分休業を請求することができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定

める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 略

（部分休業の例による休業）

第21条の2 略

2 次のいずれかに該当する職員は、前項の規定による休業の請求をすることができない。

(1) 略

(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

3 略

める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 略

（部分休業の例による休業）

第21条の2 略

2 次のいずれかに該当する職員は、前項の規定による休業の請求をすることができない。

(1) 略

(2) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

3 略

「参 考」

第9条による公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。) (2) ～ (4) 略 (5) <u>今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員_____を除く。) (2) ～ (4) 略 _____ _____ _____ _____ _____ (5) 略 3 略

「参 考」

第10条による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>を除く。) (2) ～ (4) 略 <u>(5) 今治市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) 略</u>	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された職員</u> _____ を除く。) (2) ～ (4) 略 _____ _____ _____ _____ <u>(5) 略</u>

「参考」

第11条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給料表) 第3条 略 2～3 略 4 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数）を乗じて得た額とする。</u> 第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第3項_____の規定にかかわらず、その者の属する職務の級に応	(給料表) 第3条 略 2～3 略 4 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、その者の属する職務の級に応

じた額及びその者の受ける号給に応じた額
に、勤務時間条例

第2条第2項の規定
により定められたその者の勤務時間を同条
第1項に規定する勤務時間で除して得た数
(同条第5項の規定により勤務時間を定め
られた者にあつては、その者の52週間につい
ての1週間当たりの勤務時間を38時間45分
で除して得た数) を乗じて得た額とする。

第4条の2 育児休業法第18条第1項又は今
治市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例(平成31年今治市条例第17号)第4条の
規定により任期を定めて採用された職員(以
下「任期付短時間勤務職員」という。)の給
料月額、第3条第3項 _____ の規定に
かかわらず、その者の属する職務の級及びそ
の者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条
例第2条第4項の規定により定められたそ

じた額及びその者の受ける号給に応じた額
に、今治市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例(平成17年今治市条例第30号。以下「勤
務時間条例」という。)第2条第2項の規定
により定められたその者の勤務時間を同条
第1項に規定する勤務時間で除して得た数
(同条第5項の規定により勤務時間を定め
られた者にあつては、その者の52週間につい
ての1週間当たりの勤務時間を38時間45分
で除して得た数) を乗じて得た額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する
短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用
短時間勤務職員」という。)の給料月額は、
第3条第4項の規定にかかわらず、同項の規
定による給料月額に、勤務時間条例第2条第
3項の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第1項に規定する勤務時間で除
して得た数(同条第5項の規定により勤務時
間を定められた者にあつては、その者の52
週間についての1週間当たりの勤務時間を3
8時間45分で除して得た数) を乗じて得た額
とする。

第4条の3 育児休業法第18条第1項又は今
治市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例(平成31年今治市条例第17号)第4条の
規定により任期を定めて採用された職員(以
下「任期付短時間勤務職員」という。)の給
料月額は、第3条第3項及び第4項の規定に
かかわらず、その者の属する職務の級及びそ
の者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条
例第2条第4項の規定により定められたそ

の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数)を乗じて得た額とする。

(昇格及び昇給の基準等)

第5条 略

2～4 略

5 職員の昇給は、規則で定める日に、別に市長が定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 略

7 55歳(別に市長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢)に達した日後における最初の4月1日以後の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。)に関する第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。ただし、勤務成績が特に良好で、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、当該職員の職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

9～10 略

(通勤手当)

の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数)を乗じて得た額とする。

(昇格及び昇給の基準等)

第5条 略

2～4 略

5 職員の昇給は、規則で定める日に、別に市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 略

7 55歳(別に市長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢)に達した日後における最初の4月1日以後の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。)に関する第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。ただし、勤務成績が特に良好で、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、その者の職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

9～10 略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下

この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号

「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号

に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号及び次項において「特急列車等」という。)でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間

に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特急等」という。)でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間

の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（この号において「1月当たりの特別料金等相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため規則で定める橋等を利用し、当該橋等の利用に係る料金等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する料金等の額（次号において「通行料金相当額」という。）

(2) 略

5～8 略

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を

の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1月当たりの特別料金等相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため規則で定める橋等を利用し、当該橋等の利用に係る料金等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金等の額（次号において「通行料金相当額」という。）

(2) 略

5～8 略

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を

超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) ～ (2) 略

- 2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした

超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) ～ (2) 略

- 2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした

勤務（市長が規則で定める勤務を除く。）の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____

_____及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定

勤務（市長が規則で定める勤務を除く。）の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定

める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第28条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定

める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第28条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条に_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定

める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第32条 略

2 第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条、第11条及び第25条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

18 略

める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

（再任用職員 _____ 等についての適用除外）

第32条 略

2 第8条 _____、第9条、第11条及び第25条の規定は、再任用職員 _____ には適用しない。

附 則

（附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

18 略

規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（4） 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の

属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

「参 考」

第12条による単純な労務に雇用される職員の給与
の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外) 第21条 略 2 第4条、第6条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項</u> _____の 規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）には適用しない。	(再任用職員_____等についての適用除外) 第21条 略 2 第4条、第6条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員_____には適用しない。

「参考」

第13条による今治市職員退職手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（ 以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u> 以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 <u>第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（今治市の休日定める条例（平成17年今治市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）</u> 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続し	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 ）が18日 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続し

た者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

（1） 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

（2）～（4） 略

2～3 略

（25年以上勤続後の定年退職等）の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

た者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法_____第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

（1） 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

（2）～（4） 略

2～3 略

（25年以上勤続後の定年退職者等）の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) ～ (7) 略

2～3 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) ～ (7) 略

2～3 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による

傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）
地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）
ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月

傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）
地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下 _____ 「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）
ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下 _____ 「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月

の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) ～ (7) 略

2 ～ 5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2 ～ 17 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数

_____が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)であっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項に

の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) ～ (7) 略

2 ～ 5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2 ～ 17 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)

_____が18日_____以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)であっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項に

_____が18日_____以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)であっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項に

において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) ～ (2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるとこ

において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) ～ (2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

ろにより、市長にその旨を申し出たときは、
当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が
4年から第1項及び本項の規定により算定
される期間の日数を除いた日数を超える場
合における当該超える日数を除く。）は、第
1項及び本項の規定による期間に算入しな
い。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに
定めるもののほか、第1項又は第3項の規定
による退職手当の支給を受けることができ
る者で次の各号の規定に該当するものに対
しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、
退職手当として、雇用保険法の規定による技
能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進
手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条
件に従い支給する。

(1) ～ (4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第
9項に規定する特定地方公共団体若しく
は同法第18条の2に規定する職業紹介事
業者の紹介した職業に就くため、又は市長
が雇用保険法の規定の例により指示した
同法第58条第1項に規定する公共職業訓
練等を受けるため、その住所又は居所を変
更する者 同条第2項に規定する移転費
の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等
の退職手当の支給制限)

—。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに
定めるもののほか、第1項又は第3項の規定
による退職手当の支給を受けることができ
る者で次の各号の規定に該当するものに対
しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、
退職手当として、雇用保険法の規定による技
能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進
手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条
件に従い支給する。

(1) ～ (4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第
8項に規定する特定地方公共団体若しく
は同法第18条の2に規定する職業紹介事
業者の紹介した職業に就くため、又は市長
が雇用保険法の規定の例により指示した
同法第58条第1項に規定する公共職業訓
練等を受けるため、その住所又は居所を変
更する者 同条第2項に規定する移転費
の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等
の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る

一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には____、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当

一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分____を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分____の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当

相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には 、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ 。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する今治市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の

月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する今治市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該

算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にはあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該

退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

（経過措置）

2 略

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項から第19項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第14項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附

退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分_____を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

（経過措置）

2 略

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上_____の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 _____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附

則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 略

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に
 対する第10条第10項の規定の適用について
 は、同項中「第24条から第28条まで」とある
 のは「第24条から第28条まで及び附則第5
 条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22
 条第2項に規定する厚生労働省令で定める
 理由により就職が困難な者であつて、同法第
 24条の2第1項第2号に掲げる者に相当す
 る者として規則で定める者に該当し、かつ、
 市長が同項に規定する指導基準に照らして
 再就職を促進するために必要な職業安定法
 第4条第4項に規定する職業指導を行うこ
 とが適当であると認めたもの」とあるのは「
 略
 」とする。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職し

則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 略

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に
 対する第10条第10項の規定の適用について
 は、同項中「第24条から第28条まで」とある
 のは「第24条から第28条まで及び附則第5
 条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22
 条第2項に規定する厚生労働省令で定める
 理由により就職が困難な者であつて、同法第
 24条の2第1項第2号に掲げる者に相当す
 る者として規則で定める者に該当し、かつ、
 市長が同項に規定する指導基準に照らして
 再就職を促進するために必要な職業安定法
 第4条第4項に規定する職業指導を行うこ
 とが適當であると認めたもの」とあるのは「
 略
 」とする。

た者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。

- 13 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（1） 今治市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員

（2） 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

- 14 今治市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年今治市条例第号）による改正前の今治市職員の定年等に関する条例（平成17年今治市条例第24号。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第13項第1号に掲げる職員に該当す

る職員にあっては令和４年旧職員定年条例第３条ただし書に定める年齢とし、附則第13項第２号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。)に達する日」と、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、令和４年旧職員定年条例第３条ただし書の適用を受けていた者であって附則第13項第１号に掲げる職員に該当する職員にあっては令和４年旧職員定年条例第３条ただし書に定める年齢とし、附則第13項第２号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。

- 16 当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「６月」とあるのは「０月」と、同条の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の

2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項
第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の
項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第
2 号の項中「100分の 3（退職の日において
定められているその者に係る定年と退職の
日におけるその者の年齢との差に相当する
年数が 1 年である職員にあって、100分の
2）」とあるのは「100分の 3」とする。

附則第 13 項各号に掲 げる職員以外の者	60 歳
附則第 13 項第 2 号に 掲げる職員	規則で定める年齢

17 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 条
第 1 項（第 1 号及び第 5 号を除く。）に規定
する者に対する第 5 条の 3 の規定の適用及
び第 8 条の 2 の規定の適用については、第 5
条の 3 本文及び第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中
「20 年を」とあるのは「15 年を」とするほか、
前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第
5 条の 3 本文中「退職の日において定められ
ているその者に係る定年」とあり、及び第 8
条の 2 第 1 項第 1 号中「定年」とあるのはそ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

18 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号
に掲げる者であって附則第 16 項の表の左欄
に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達
する日前に退職したときにおける第 5 条の
3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、
第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第
1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条

の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第16項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第16項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、42年を超える期間勤続して退職
をした者で第3条第1項の規定に該当する
退職をしたものに対する退職手当の基本額
は、同項の規定にかかわらず、その者が第5
条の規定に該当する退職をしたものとし、そ
の者の勤続期間を35年として附則第3項の
規定の例により計算して得られる額とする。

「参考」

第14条による今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）（以下これらを「<u>職員</u>」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 略 （<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外） 第25条 略 2 第5条、第6条、第8条及び第20条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____ _____には適用しない。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員_____（以下「<u>職員</u>」という。）の給与は、給料及び手当とする。 2 略 （<u>再任用職員等</u>_____についての適用除外） 第25条 略 2 第5条、第6条、第8条及び第20条の規定は、<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

職員が働きながら育児がしやすい環境を整備しようとするもの。

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、」を「当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号中ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに

掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする育児休業」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「当該配偶者がする市等育児休業」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする市等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあっては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする」を「養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあっては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条を削る。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され」を「ものが、当該任期を更新され」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に子を養育するための計画を提出した職員に対するこの条例による改正前の第4条（第5号に係る部分に限る。）及び第12条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 (4) 常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) 略 (4) 常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、</u> _____ _____ _____ 2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該</u>

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。))

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

____、次に掲げる場合のいずれ
にも該当する場合（当該子についてこの号
に掲げる場合に該当して育児休業をして
いる場合であつて第3条第7号に掲げる
事情に該当するときはイ及びウに掲げる

場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあっては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当す

_____ 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業_____の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする市等育児休業_____

る場合に該当してする市等育児休業の
期間の末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において市等育児休業を
している場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間につい
て育児休業をすることが継続的な勤務
のために特に必要と認められる場合と
して規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当
該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前
号に掲げる場合に該当してする育児休
業の期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあっては、当
該末日とされた日)後の期間においてこ
の号に掲げる場合に該当して育児休業
をしたことがない場合

(2歳に達する日まで育児休業をすること
ができる特別の事情)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例
で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達す
るまでの子を養育する非常勤職員が次の各
号に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(当該子についてこの条の規定に該当して
育児休業をしている場合であって次条第7
号に掲げる事情に該当するときは第2号及
び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長
が定める特別の事情がある場合にあっては
同号に掲げる場合に該当する場合)とする

の
期間の末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において市等育児休業を
している場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間につい
て育児休業をすることが継続的な勤務
のために特に必要と認められる場合と
して規則で定める場合に該当する場合

(2歳に達する日まで育児休業をすること
ができる特別の事情)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例
で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達す
るまでの子を養育するため、非常勤職員が当
該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1
歳6箇月到達日後の期間においてこの条の
規定に該当してその任期の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業をしている非
常勤職員であって、当該任期が更新され、又
は当該任期の満了後に特定職に引き続き採
用されるものにあっては、当該任期の末日の
翌日又は当該引き続き採用される日)を育児
休業の期間の初日とする育児休業をしよう

条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～ (4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され
_____、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日
_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌

条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～ (4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 略

(7) 略

(8) その任期

_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日
_____の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

元気な今治・平林基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市こども未来基金の項の次に次のように加える。

元気な今治・平林基金	将来にわたり活力のあるまちとして存続し続けるための事業の資金に充てる。
------------	-------------------------------------

別表第3 今治市こども未来基金の項の次に次のように加える。

元気な今治・平林基金	一般会計
------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第 1		別表第 1	
積立基金		積立基金	
基金の名称	基金の目的	基金の名称	基金の目的
今治市こども未来基金	次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するための事業の資金に充てる。	今治市こども未来基金	次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するための事業の資金に充てる。
元気な今治・平林基金	将来にわたり活力のあるまちとして存続し続けるための事業の資金に充てる。		
別表第 3		別表第 3	
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名
今治市こども未来基金	一般会計	今治市こども未来基金	一般会計
元気な今治・平林基金	一般会計		

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条第56号中「（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）」を削り、同号アの表中「分譲住宅（複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とする住宅をいう。以下この項において同じ。）」を「区分所有住宅」に改め、同号イの表中「分譲住宅」を「区分所有住宅」に改め、同条中第70号を第72号とし、第63号から第69号までを2号ずつ繰り下げ、同条第62号中「第60号」を「第62号」に改め、同号を同条第64号とし、同条中第58号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、第57号の次に次の2号を加える。

(58) 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料は、同条第56号イの表に定める額と同一の額とする。

(59) 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料は、前号に定める額の2分の1とする（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

第13条第1項及び第2項中「第70号」を「第72号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧																
(その他手数料) 第10条 第2条から前条までの規定以外の手 数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (55) 略 (56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手 数料 長期優良住宅建築等計画認定申請手 数料は、次のとおりとする_____ _____。ただし、長期優良住宅の普及 の促進に関する法律（平成20年法律第87 号）第6条第2項の規定により法第6条第 1項に規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出る場合は、第 2条及び第3条に定める手数料の額を加 えた額とする。 ア 住宅を新築する場合 次の表に定め る額	(その他手数料) 第10条 第2条から前条までの規定以外の手 数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (55) 略 (56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手 数料 長期優良住宅建築等計画認定申請手 数料は、次のとおりとする（当該金額に100 円未満の端数があるときは、これを四捨五 入する。）。ただし、長期優良住宅の普及 の促進に関する法律（平成20年法律第87 号）第6条第2項の規定により法第6条第 1項に規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出る場合は、第 2条及び第3条に定める手数料の額を加 えた額とする。 ア 住宅を新築する場合 次の表に定め る額																
<table><tr><th>区分</th><th>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第</th><th>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4</th><th>左記以外 の場合</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4	左記以外 の場合					<table><tr><th>区分</th><th>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第</th><th>住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4</th><th>左記以外 の場合</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4	左記以外 の場合				
区分	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4	左記以外 の場合														
区分	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律(平 成11年 法律第	住宅の 品質確 保の促 進等に 関する 法律第 6条の 2第4	左記以外 の場合														

81号)第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合

項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合

81号)第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合

項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合

区分所有住宅	総戸数が2以上5以下	31,100円	31,100円	133,100円
	総戸数が	50,400円	50,400円	212,200円

分譲住宅 (複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とする)	総戸数が2以上5以下	31,100円	31,100円	133,100円
	総戸数が	50,400円	50,400円	212,200円

右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	6 以上 10 以下			
	総戸数が	91,500 円	91,500 円	424,900 円
	11 以上 25 以下			
	総戸数が	136,000 円	136,000 円	746,900 円
	26 以上 50 以下			
	総戸数が	209,300 円	209,300 円	1,282,300 円
	51 以上 100 以下			
	総戸数が	335,500 円	335,500 円	2,347,900 円
	101 以上 200 以下			
	総戸数が	417,300 円	417,300 円	3,342,400 円
	201 以上			

イ 既存住宅を増築又は改築する場合
次の表に定める額

区分	住宅の品質 確保の促進	左記以外 の場合
----	----------------	-------------

住宅をいう。以下この項において同じ。） 右に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	6 以上 10 以下			
	総戸数が	91,500 円	91,500 円	424,900 円
	11 以上 25 以下			
	総戸数が	136,000 円	136,000 円	746,900 円
	26 以上 50 以下			
	総戸数が	209,300 円	209,300 円	1,282,300 円
	51 以上 100 以下			
	総戸数が	335,500 円	335,500 円	2,347,900 円
	101 以上 200 以下			
	総戸数が	417,300 円	417,300 円	3,342,400 円
	201 以上			

イ 既存住宅を増築又は改築する場合
次の表に定める額

区分	住宅の品質 確保の促進	左記以外 の場合
----	----------------	-------------

		等に関する 法律第6条 の2第3項 に規定する 確認書の交 付を受けて いる場合	
1戸建ての住宅		22,300円	82,400円
共同住宅等 右に掲げる 区分に応じ、そ れぞれに定め る金額	総戸数が1	22,300円	82,400円
	総戸数が2	40,600円	193,500円
	以上5以下		
	総戸数が6	66,800円	309,600円
	以上10以下		
	総戸数が11	111,300円	611,400円
	以上25以下		
	総戸数が26	178,500円	1,094,900円
	以上50以下		
	総戸数が51	272,900円	1,882,300円
	以上100以下		
	総戸数が101以上200以下	463,900円	3,482,500円
	総戸数が201以上	588,800円	4,976,500円
区分所有住宅	総戸数が2	40,600円	193,500円
	以上5以下		
右に掲げる 区分に応じ、そ	総戸数が6	66,800円	309,600円
	以上10以下		
	総戸数が11	111,300円	611,400円
	以上25以下		

		等に関する 法律第6条 の2第3項 に規定する 確認書の交 付を受けて いる場合	
1戸建ての住宅		22,300円	82,400円
共同住宅等 右に掲げる 区分に応じ、そ れぞれに定め る金額	総戸数が1	22,300円	82,400円
	総戸数が2	40,600円	193,500円
	以上5以下		
	総戸数が6	66,800円	309,600円
	以上10以下		
	総戸数が11	111,300円	611,400円
	以上25以下		
	総戸数が26	178,500円	1,094,900円
	以上50以下		
	総戸数が51	272,900円	1,882,300円
	以上100以下		
	総戸数が101以上200以下	463,900円	3,482,500円
	総戸数が201以上	588,800円	4,976,500円
分譲住宅	総戸数が2	40,600円	193,500円
	以上5以下		
右に掲げる 区分に応じ、そ	総戸数が6	66,800円	309,600円
	以上10以下		
	総戸数が11	111,300円	611,400円
	以上25以下		

それぞれ に定め る金額	総戸数が26 以上50以下	178,500円	1,094,900 円
	総戸数が51 以上100以 下	272,900円	1,882,300 円
	総戸数が 101以上200 以下	463,900円	3,482,500 円
	総戸数が 201以上	588,800円	4,976,500 円

(57) 略

(58) 長期優良住宅維持保全計画認定申請
手数料

長期優良住宅維持保全計画認定申請手
数料は、同条第56号イの表に定める額と同
一の額とする。

(59) 長期優良住宅維持保全計画変更認定
申請手数料

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料は、前号に定める額の2分の1とする（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(60) ~ (63) 略

(64) 建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第62号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(65) ~ (72) 略

それぞれ に定め る金額	総戸数が26 以上50以下	178,500円	1,094,900 円
	総戸数が51 以上100以 下	272,900円	1,882,300 円
	総戸数が 101以上200 以下	463,900円	3,482,500 円
	総戸数が 201以上	588,800円	4,976,500 円

(57) 略

[illegible]

(58) ~ (61) 略

(62) 建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第60号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(63) ~ (70) 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第72号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ～ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を發動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第72号までを除く。）に規定する額は、無料とする。

3 ～ 5 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第70号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ～ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を發動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第70号までを除く。）に規定する額は、無料とする。

3 ～ 5 略

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の
特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

使用料の特例の範囲を広げ、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年今治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市障がい者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例

第1条及び第2条各号列記以外の部分中「障害者」を「障がい者」に改める。

第3条第1項から第3項までの規定中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第4項中「障害者」を「障がい者」に改め、「（個人1回利用の場合に限る。）」を削り、同条第5項中「障害者」を「障がい者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の今治市障がい者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、回数券、年間利用券等の発行による使用にあつては、施行日以後の発行に係るものについて適用する。

「参 考」

今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
今治市<u>障がい者</u>の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、公の施設の使用料の特例を定めることにより、<u>障がい者</u>の積極的な社会参加に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>障がい者</u>」とは、次に掲げる者をいう。 (1) ～ (3) 略 (使用料の特例) 第3条 <u>障がい者</u>及びその介助者(<u>障がい者</u> 1人につき1人に限る。)が次の表の左欄に掲げる条例に規定する同表の中欄に掲げる公の施設を利用する際の同表の右欄に掲げる使用料は、無料とする。 表 略 2 <u>障がい者</u>及びその介助者(<u>障がい者</u> 1人につき1人に限る。)が今治市サイクルステーション条例(平成17年今治市条例第194号)に規定するレンタサイクルを利用する場合の使用料は、半額とする。 3 <u>障がい者</u>が次の各号のいずれかに該当する条例に規定する運動施設(第6号にあっては、同号に定める施設に限る。)を運動のために利用する場合の使用料は、それぞれの条	今治市<u>障害者</u>の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、公の施設の使用料の特例を定めることにより、<u>障害者</u>の積極的な社会参加に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「<u>障害者</u>」とは、次に掲げる者をいう。 (1) ～ (3) 略 (使用料の特例) 第3条 <u>障害者</u> 及びその介助者(<u>障害者</u> 1人につき1人に限る。)が次の表の左欄に掲げる条例に規定する同表の中欄に掲げる公の施設を利用する際の同表の右欄に掲げる使用料は、無料とする。 表 略 2 <u>障害者</u> 及びその介助者(<u>障害者</u> 1人につき1人に限る。)が今治市サイクルステーション条例(平成17年今治市条例第194号)に規定するレンタサイクルを利用する場合の使用料は、半額とする。 3 <u>障害者</u> が次の各号のいずれかに該当する条例に規定する運動施設(第6号にあっては、同号に定める施設に限る。)を運動のために利用する場合の使用料は、それぞれの条

例に定める65歳以上の者の額とする。この場合において、個人でプールを使用する場合の介助者(障がい者 1 人について 1 人に限る。)についても、同様とする。

(1) ～ (6) 略

4 障がい者及びその介助者(障がい者 1 人につき 1 人に限る。)が今治市多目的温泉保養館条例(平成17年今治市条例第166号)、今治市鈍川せせらぎ交流館条例(平成17年今治市条例第195号)及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例(平成17年今治市条例第205号)に規定する今治市多目的温泉保養館、今治市鈍川せせらぎ交流館の浴場及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の浴場を利用する場合の使用料_____は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

5 障がい者及びその介助者(障がい者 1 人につき 1 人に限る。)が今治市宮窪カレイ山展望公園条例(平成17年今治市条例第199号)及び今治市営キャンプ場条例(平成17年今治市条例第206号)に規定するキャンプ場を利用する場合の基本使用料は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

例に定める65歳以上の者の額とする。この場合において、個人でプールを使用する場合の介助者(障害者 1 人について 1 人に限る。)についても、同様とする。

(1) ～ (6) 略

4 障害者及びその介助者(障害者 1 人につき 1 人に限る。)が今治市多目的温泉保養館条例(平成17年今治市条例第166号)、今治市鈍川せせらぎ交流館条例(平成17年今治市条例第195号)及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例(平成17年今治市条例第205号)に規定する今治市多目的温泉保養館、今治市鈍川せせらぎ交流館の浴場及び今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の浴場を利用する場合の使用料(個人 1 回利用の場合に限る。)は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

5 障害者及びその介助者(障害者 1 人につき 1 人に限る。)が今治市宮窪カレイ山展望公園条例(平成17年今治市条例第199号)及び今治市営キャンプ場条例(平成17年今治市条例第206号)に規定するキャンプ場を利用する場合の基本使用料は、半額とする。この場合において、算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

令和3年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和3年度 今治市水道事業決算書
水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和3年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和3年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	874,566,817
議会の議決による処分額	△774,566,817
減債積立金への積立	0
建設改良積立金への積立	△151,271,916
自己資本金への組入	△623,294,901
処分後残高	（繰越利益剰余金） 100,000,000

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和3年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度 今治市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和3年度 今治市簡易水道事業決算書
簡易水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和3年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和3年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和3年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和3年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和3年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	62,764,849
議会の議決による処分額	△2,100,000
建設改良積立金への積立	△2,100,000
処分後残高	(繰越利益剰余金) 60,664,849

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和3年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度 今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和3年度 今治市公共下水道事業決算書
公共下水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和3年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和3年度 今治市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度 今治市公共下水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	227,480,796
議会の議決による処分額	△227,480,796
減債積立金への積立	△227,480,796
処分後残高	（繰越利益剰余金） 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 令和4年度 今治市一般会計補正予算（第3号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和4年度今治市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度今治市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,392,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月17日

今治市長 徳永繁樹

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

款	項
4 衛 生 費	1 保健衛生費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

(単位 千円)

一般会計 総括 (歳入)

(歳 出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目		補 正 前	補 正 額	計
15	国庫支出金	12,546,420	10,800	12,557,220
2	国庫補助金	3,585,677	10,800	3,596,477
3	衛生費国庫補助金	461,544	10,800	472,344
20	繰越金	3,394,162	7,200	3,401,362
1	繰越金	3,394,162	7,200	3,401,362
1	繰越金	3,394,162	7,200	3,401,362
歳入合計		78,374,036	18,000	78,392,036

(単位 千円)

[illegible]

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛 生 費	5,999,676	18,000	6,017,676	10,800	7,200
1 保健衛生費	2,968,561	18,000	2,986,561	10,800	7,200
1 保健衛生総務費	965,917	18,000	983,917	10,800	7,200
				(内訳) 国庫支出金 10,800	
歳 出 合 計	78,374,036	18,000	78,392,036	10,800	7,200

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
12 委 託 料	18,000	その他委託料 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療 支援委託料	地域保健対策費 18,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月4日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年12月2日午前10時頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有貨物自動車、市道高地矢田線（今治市阿方甲1288番4地先）の交差点において右折しようとした際、前方より直進してきた幼児専用乗用自動車が急停車し、当該自動車に同乗していた相手方が転倒し負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 123,320円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月4日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和4年6月24日午前9時15分頃、本市環境政策課職員が大谷墓地4区域内（今治市山方町一丁目1198番3）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、市道大谷墓地2号線に停車していた相手方所有の乗用自動車を破損した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 支払額 57,900円 |

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	令和3年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市簡易水道事業会計	—	
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市公共下水道事業会計	—	

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和3年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。